

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年10月11日開催 主要行等]

1. 令和4年台風第14号・15号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和4年台風第14号及び15号による災害により被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、九州地方全域、山口県、高知県、静岡県に災害救助法が適用され、これを受け、管轄する財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 要請地域で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和4年台風第14号			
鹿児島県	9月17日 (9月17日)	九州財務局	9月20日
福岡県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日
熊本県	9月18日 (9月18日)	九州財務局	9月20日
長崎県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日
宮崎県	9月18日 (9月18日)	九州財務局	9月20日
佐賀県	9月18日 (9月18日)	福岡財務支局	9月20日
大分県	9月18日 (9月18日)	九州財務局	9月20日
山口県	9月18日 (9月18日)	中国財務局	9月20日
高知県	9月18日 (9月18日)	四国財務局	9月20日
○令和4年台風第15号			
静岡県	9月23日 (9月24日)	東海財務局	9月26日

注：内閣府公表日順

2. 顧客情報の適切な管理等の徹底について

- 先般、主要行において、複数の法人顧客にかかる非公開情報を顧客の意向に反してグループ内の証券会社へ提供していた事案が生じた。

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、2022年6月に銀証ファイアーウォール規制の見直しが行われたが、銀証間の情報授受規制の見直しを行う一方で、顧客情報の適切な保護等の観点から、監督指針の改正等による弊害防止措置の実効性強化が図られた(注)。

(注) 主要行等向けの総合的な監督指針において、弊害防止の実効性強化のため、顧客情報管理等に関し、以下の監督上の着眼点を明確化

- ・法人関係情報以外の顧客情報も含め、銀行の行内若しくは行外での共有について、Need to know 原則を十分に踏まえた情報管理を徹底
- ・当該情報の管理状況をコンプライアンス部門の関与の下で適時・適切に検証すること、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある情報の漏えい等の経営上重要な事案について経営陣が対応方針の意思決定に適切に関与すること 等

- 各社においては、経営陣やコンプライアンス部門の適時・適切な関与のもとで、改めて、自らの顧客情報管理態勢を検証いただき、顧客情報の適切な管理等の徹底を図っていただきたい。

3. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- 政府では2022年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- 2022年3月公表のデジタル庁の調査(第4回調査)によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で58.9%であり、銀行業は60.9%との結果であるが、今後さらなる取組みが必要不可欠である。

金融庁としても、政府目標の達成に向け、金融機関側の負担に配慮しつつ、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していくことを考えている。

(参考) 第4回(2022年1月25日～2月4日)調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）：54.5%（84位）

協同組織金融業：51.0%（97位）

○ マイナンバーカードの普及促進に向け、

- ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
- ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
- ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組みを実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にしつつ、更なる取組みに尽力いただきたい。

4. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、主要行等及び地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組みを後押しする観点から、各行が公表した実績をとりまとめてウェブサイトで公表しており、2022年10月4日、2021年度下期分（10月～3月）を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

5. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、2022年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を9月9日に公表。

- アンケート調査の結果、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高ベースの割合で約 69%が導入済となっており、引き続き、導入に向けた取組みが進んでいると認識している。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

6. 昨今の金融市場の動きを踏まえた対応について

- 昨今の国際的な金融市場の動向をみると、米国をはじめとする各国中央銀行が金融引き締めを加速化させている中、極めて、ボラティリティの高い状況が続いている。こうした市場環境を踏まえ、3点申し上げる。
- まず1点目は、外貨調達に関してである。海外での外貨調達コストの更なる上昇リスクも踏まえ、邦銀が、外貨調達の量や期間、それに伴うコスト負担についてどのように計画し、どこにリスクがあると認識しているか、緊密に意見交換していきたい。
- また、その際、外貨流動性リスク管理の高度化も重要なテーマであり、特に3メガバンクに対しては、2021年に引き続き、日本銀行と共同で外貨流動性ストレステストの前提等について、フォローアップしていく。
- 2点目は、有価証券運用に関してである。2021年からの外貨金利の上昇で外国債券の評価損が拡大した銀行も存在しており、そうした銀行においては、リスク管理上の課題の有無について十分に振り返りをしていただきたい。また、その内容について意見交換していきたい。
- さらに、各行の自己資本の余裕度等を踏まえた今後の市場リスクテイク方針についても意見交換していきたい。
- 3点目は、信用リスクに関してである。各行とも低信用（格付）先との取引等、海外市場におけるリスクテイクを拡大させていると承知し

ているが、金融市場の変調には十分注意を払い、取引先等への影響、ひいては自行のポートフォリオの健全性への影響について適時適切に分析することが重要である。今後、その内容について意見交換していきたい。

- 金融市場はコロナショック以来の不安定・不透明な状況となっており、予断を持つことなく、リスク管理に努めていただきたい。

7. 仕組債の販売停止に係る対応について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない。
- 仕組債については、複雑な商品性を踏まえ、これまで、顧客説明や顧客ニーズの確認等に改善余地があるといった問題意識を示してきたが、足元、一部の主要行や地銀において、安定的な資産形成を目指す顧客に仕組債を販売することが適切なのか自ら検証し、仕組債の新規販売を停止するといった動きがあると承知。
- こうした動きは、顧客本位の業務運営の確立に向けた取組みとして望ましいものである一方、仕組債で提起した課題は、例えば、外貨建て一時払い保険や新興国通貨建債券、仕組預金等の他の商品にも当てはまり得る。
- このため、金融庁としては、仕組債に限らず、
 - ・ 顧客の最善の利益を追求する商品性であるかといった点を踏まえて、組成・販売を行うべきか検討しているか、
 - ・ 顧客が負担するコストの透明性を含め、どのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえたものとなるか検討しているか、などの点について広く検証していく。
- なお、仕組債の販売停止や取扱いの変更を行った金融機関に対しては、当該金融機関における顧客本位の業務運営に関する方針をより深く理解するため、そうした結論に至った検討内容や検討態勢について

確認していきたい。

- 銀行・証券会社の経営陣においては、仕組債に限らず、顧客に提供するリスク性金融商品について、率先して、顧客本位の業務運営の原則に立ち返った検証を自発的に行う組織態勢を確立していくことを期待する。

8. フィッシング対策の強化について

- 金融機関を騙ったフィッシングサイトが複数立ち上がるなど、フィッシング攻撃が活発化しており、2022年8月下旬以降、インターネットバンキングにおいてフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、ウェブサイトやTwitterにより、利用者に向けてフィッシングへの注意喚起（9月22日）を行うとともに、各金融機関に向けてフィッシング対策の強化を求める要請を行った（9月30日）。
- 各金融機関においては、これまでもフィッシング対策の強化を推進してきたものと承知しているが、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況を踏まえ、改めて、自組織におけるフィッシング対策の有効性を点検のうえ、更なる強化に取り組んでいただきたい。

9. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、2021年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- 2024年3月末までの態勢整備の期限まで残り約1年半となっている。金融庁としては金融機関の取組状況を適切に把握したいと考えており、9月末時点の態勢整備状況について、回答へ協力いただきたい。

(以上)